

青森県立五所川原高等学校 部活動に係る活動基本方針

令和7年4月3日（木）

1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動（同好会含）※以下、「部活動は同好会を含む」ものとする。に係る活動基本方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、毎年度策定し、活動基本方針及び年間活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する。

2 目 標

- (1) スポーツ・文化・科学等に親しみ、自律・礼儀・責任感・協調性等の社会人として必要な資質や能力および態度の育成を図る。また、健全な趣味や豊かな教養を養うとともに、個性の伸長や体力・技能の向上および健康の保持増進を図る。
- (2) 仲間とともに目標に向かって努力することや教師および部員同士との望ましい人間関係を構築することの大切さを学ばせる。また、学習意欲や安全意識の向上および自己肯定感を育みながら充実した学校生活を送れるようにする。

3 基本方針

- (1) 部への加入は任意とする。入部および退部の際には、各部所定の用紙にて、その届出を当該顧問及びホームルーム担任に提出させる。
- (2) 顧問は、生徒が充実した学校生活を送ることができ、学業との両立ができるようバランスのとれた活動計画を作成する。
- (3) 顧問は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む活動ができるよう、指導・助言を行う。
- (4) 顧問は、年間活動計画ならびに毎月の活動計画および活動実績を作成する。
- (5) 顧問は、部活動の運営にあたって指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (6) 顧問が生徒の安全や健康に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険や傷害を予測、回避、対応できるよう、安全面や健康面に関する指導にも留意する。
- (7) 生徒が安心して活動に取り組めるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) 顧問をできるだけ複数配置することにより、生徒の自主的な活動への対応と、顧問の負担軽減を図る。
- (9) 参加する大会や研修会および行事等については、生徒や顧問の過度の負担とならないよう精査する。顧問の引率を必要としない、保護者の責任で参加する大会や研修会および行事等については、学校へ校外行事参加届を提出させる。
- (10) 生徒の多様なニーズに応じた活動が行えるような部活動を設置することに努める。また、生徒、保護者および社会教育に位置づけられる団体からの要請・要望による学校施設の開放にも積極的に努める。

4 運営及び休養日等について

- (1) 部活動の運営については、生徒会で定める生徒会会則に則った運営・活動を行う。
- (2) 学期中は、原則週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- (3) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (5) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (6) 休養日や活動時間については、教育目標や学校の特色、競技種目の特性、生徒の競技に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。また、主要な大会等※の時期を「ハイシーズン」として活動できることとする。ただし、「ハイシーズン」の設定に当たっては、学校部活動の活動実態や生徒及び部活動顧問の意思等を踏まえ、校長が設定の可否を判断する。「ハイシーズン」は、3週間以内の期間とし、その期間の活動については、部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなり過ぎないようにする。また、疲労の蓄積を防ぐために練習内容等を工夫するなど、生徒の健康面に配慮する。「ハイシーズン」の設定を含め、休養日や活動時間について弾力的な取扱いをした場合でも、原則週1日以上以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。
※ 県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟が主催する大会等や東北大会・全国大会、各種コンクールなど、学校が主要と位置付けた大会等
- (7) 部の活動については、学業との両立を考え、効率良く成果をあげられるよう努める。
- (8) 部活動の運営について、各々は毎年4月末までに年間活動計画を作成し、提出する。また月間の計画と実績を教頭に提出する。

5 活動費について

- (1) 各部の部費徴収については、その目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とにならないようにする。
- (2) 各部は、部費徴収に係る出納簿および決算書を必ず作成し、別途定める校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示すものとする。

6 校外活動及び大会参加について

- (1) 高体連および高文連が主催・共催・主管する、大会や研修会および行事等への積極的参加を推進する。
- (2) 上記(1)以外の大会や研修会については、生徒・保護者の負担等を考慮するとともに、生徒・保護者の承諾を得たうえで参加する。
- (3) 上記(1)および(2)以外の練習試合および行事等については、その目的等を明確にし、生徒・保護者が理解した上で計画し、実行する。